

福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
1 （略） 2 （略） 3 対象事業 この要綱における対象事業は以下のとおりとする。なお、実施主体は市町村（間接補助を含む）又は民間事業者とするが、（１）ア及び（４）イの事業については、市町村とする（間接補助を含む）。 （１）地域密着型サービス等整備等助成事業 ア （略） イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。 また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間	1 （略） 2 （略） 3 対象事業 この要綱における対象事業は以下のとおりとする。なお、実施主体は市町村（間接補助を含む）又は民間事業者とするが、（１）ア及び（４）イの事業については、市町村とする（間接補助を含む）。 （１）地域密着型サービス等整備等助成事業 ア （略） イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。 また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を

改正後（新）		改正前（旧）	
とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。 （ア） 略 （イ） 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整理区分ごとに掲げる整備内容をいう。		期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。 （ア） 略 （イ） 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整理区分ごとに掲げる整備内容をいう。	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
（１） 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事	（１） 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２） 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事	（２） 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（３） 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事	（３） 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
（４） 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事	（４） 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事

[illegible]

改正後（新）		改正前（旧）	
(10) その他施設における大規模な修繕等	施設等の基盤整備を図るための改修工事 特に必要と認められる上記に準ずる工事	(10) その他施設における大規模な修繕等	施設等の基盤整備を図るための改修工事 特に必要と認められる上記に準ずる工事
(注) 一定年数は、おおむね10年とする。		(注) 一定年数は、おおむね10年とする。	
b (略)		b (略)	
ウ・エ (略)		ウ・エ (略)	
<u>オ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</u>		<u>(新)</u>	
<u>(ア) 事業の目的</u>			
<u>介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。</u>			
<u>(イ) 用語の定義</u>			
<u>このオにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u>			
<u>a 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。</u>			
<u>(a) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯</u>			
<u>(b) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地</u>			
<u>(c) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興</u>			

改正後（新）	改正前（旧）
<u>山村</u> <u>(d) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</u> <u>(e) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域</u> <u>(f) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1の規定により指定された水源地域</u> <u>(g) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第53号）に定める地域（（a）から（k）までに掲げる地域を除く。）</u> <u>b 大規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると知事が適当と認めるものを含む。以下このオにおいて同じ。）するものをいう。</u> <u>（a） 定員30人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）</u> <u>（b） 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム</u> <u>（c） 定員30人以上のケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</u> <u>（d） 定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</u> <u>c 小規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。</u> <u>（a） 定員29人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）</u>	

改正後（新）		改正前（旧）
<u>（b） 定員 29 人以下の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム</u> <u>（c） 定員 29 人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに 限る。）</u> <u>（d） 定員 29 人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるも の）</u> <u>（e） 認知症高齢者グループホーム</u> <u>（f） 3 の（1）のア（地域密着型サービス等整備等助成事業）の（ア）に掲げる対 象施設等（（a）から（e）までに掲げるものを除く。）</u> <u>d ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げ るものをいう。</u> <u>（a） 大規模な介護施設等の定員を 1 割以上減少させるもの（減少の結果、定員が29 人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。）</u> <u>（b） 小規模な介護施設等（c の（a）から（e）までに掲げるものに限る。）の定員を 1 割以上減少させるもの</u> <u>（c） 小規模な介護施設等（c の（f）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機 能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿 泊定員のうち知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。）を減少（定 員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの</u> <u>なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等 の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、ダウ ンサイジング前の定員とダウンサイジング後の定員（ダウンサイジング後の介護施設 等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを 比較して 1 割以上減少しているかを判断すること。</u>		
<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>	
<u>改築</u>	<u>既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の</u>	

改正後（新）		改正前（旧）
	<u>介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※取り壊し費用を対象とすることができる。</u>	
改修	<u>既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</u>	
<u>なお、本事業の性質上、移転を伴うダウンサイジングは原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、当該介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（６の（８）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。</u> <u>また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用しダウンサイジングを行う事業（以下このオにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。</u> <u>（ウ）事業の対象外経費</u> <u>本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</u> <u>a 土地の買収又は整地に要する費用</u> <u>b 設備整備に係る経費</u> <u>（エ）配分基礎単価</u> <u>本事業の配分基礎単価は別紙補助単価表に定めるところによる。</u> <u>空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、ダウンサイジング後の介護施設等が別紙補助単価表の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。</u>		

改正後（新）	改正前（旧）
<u>（オ）その他</u> <u>a 本事業による助成を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u> <u>（a） 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u> <u>（b） 現に実施している介護サービス事業等</u> <u>（c） ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）</u> <u>（d） 生産性向上に資する計画</u> <u>（e） ダウンサイジング後10年間の事業計画</u> <u>（f） 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（ダウンサイジング前とダウンサイジング後の見込み）</u> <u>b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u> <u>（a） 市町村の長又は知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u> <u>（b） ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u> <u>（c） ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u> <u>c 本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとす</u> <u>る。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に</u>	

改正後（新）	改正前（旧）
<u>照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u> <u>カ 介護施設等の集約・再編支援事業</u> <u>（ア）事業の目的</u> <u>高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。</u> <u>（イ）用語の定義</u> <u>このカにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> <u>a 都市部等 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村</u> <u>b 中山間・人口減少地域等 オの（イ）のaの定めるところによる。</u> <u>c 介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。</u> <u>（a）特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）</u> <u>（b）介護老人保健施設</u> <u>（c）介護医療院</u> <u>（d）養護老人ホーム</u> <u>（e）ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</u> <u>（f）有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</u> <u>（g）認知症高齢者グループホーム</u> <u>（h）小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>（i）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>	<u>（新）</u>

改正後（新）	改正前（旧）						
<u>（j） 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>（k） 認知症対応型デイサービスセンター</u> <u>（l） 介護予防拠点</u> <u>（m） 地域包括支援センター</u> <u>（n） 生活支援ハウス</u> <u>（o） 緊急ショートステイ</u> <u>（p） 施設内保育所</u> <u>d 集約・再編 cに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1（（a）から（f）に掲げるものについては定員29人以下と定員30人以上でそれぞれ1とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。</u> <u>（a） 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合</u> <u>（b） 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）</u> <table border="1" data-bbox="165 1015 1075 1404"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1015 416 1066"><u>整備区分</u></th><th data-bbox="416 1015 1075 1066"><u>整備内容</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1066 416 1356"><u>改築</u></td><td data-bbox="416 1066 1075 1356"> <u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</u> <u>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="165 1356 416 1404"><u>改修</u></td><td data-bbox="416 1356 1075 1404"><u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>	<u>改築</u>	<u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</u> <u>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</u>	<u>改修</u>	<u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備</u>	
<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>						
<u>改築</u>	<u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</u> <u>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</u>						
<u>改修</u>	<u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備</u>						

改正後（新）		改正前（旧）
	<u>又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの</u>	
<u>集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。</u>		
<u>なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（6の（8）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。</u>		
<u>また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し集約・再編を行う事業（以下このカにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。</u>		
<u>（ウ）事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</u>		
<u> a 土地の買収又は整地に要する費用</u>		
<u> b 設備整備に係る経費</u>		
<u>（エ）配分基礎単価</u>		
<u> 本事業の配分基礎単価は別紙補助単価表に定めるところによる。</u>		
<u> 集約・再編後の介護施設等の所在地が、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、別紙補助単価表に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。</u>		

改正後（新）	改正前（旧）
<u>空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、集約・再編後の介護施設等が別紙補助単価表の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。</u> <u>（オ）その他</u> <u>a 本事業による助成を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u> <u>（a）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u> <u>（b）現に実施している介護サービス事業等</u> <u>（c）集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）</u> <u>（d）生産性向上に資する計画</u> <u>（e）集約・再編後10年間の事業計画</u> <u>（f）介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（集約・再編前と集約・再編後の見込み）</u> <u>b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u> <u>（a）市町村の長又は知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u> <u>（b）集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u> <u>（c）集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改</u>	

改正後（新）	改正前（旧）
<u>善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u> <u>c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u> （２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア （略） イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護<u>テクノロジー</u>導入支援事業 （ア）対象事業 介護施設等において、大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、平成２６年９月１２日医政発０９１２第５号・老発０９１２第１号・保発０９１２第２号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記２の（<u>３３</u>）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となつてる機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。 なお、本事業においては、介護<u>テクノロジー</u>以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。 また、事業実施にあたっての<u>業務改善計画</u>の策定及び<u>業務改善に係る効果</u>の報告については、令和２年４月１４日老高発０４１４第１号・老振発０４１４第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方	（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア （略） イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護<u>ロボット・ＩＣＴ</u>の導入支援事業 （ア）対象事業 介護施設等において、大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、平成２６年９月１２日医政発０９１２第５号・老発０９１２第１号・保発０９１２第２号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記２の（<u>３０</u>）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となつてる機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。 なお、本事業においては、介護<u>ロボット・ＩＣＴ</u>以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。 また、事業実施にあたっての<u>導入計画</u>の策定及び<u>導入効果</u>の報告については、令和２年４月１４日老高発０４１４第１号・老振発０４１４第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策

改正後（新）	改正前（旧）
（４）略 ５～１２ （略） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和８年６月２５日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。</u>	（４）略 ５～１２ （略）

改正後（新）				改正前（旧）			
別紙 補助単価表				別紙 補助単価表			
（１）地域密着型サービス等整備等助成事業				（１）地域密着型サービス等整備等助成事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備				地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別介護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数	地域密着型特別介護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	・地域密着型特別介護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数	地域密着型特別介護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
・小規模な介護老人保健施設	74,600千円	施設数		・小規模な介護老人保健施設	69,200千円	施設数	
・小規模な介護医療院	74,600千円	施設数		・小規模な介護医療院	69,200千円	施設数	
・小規模な介護老人ホーム	3,190千円	整備床数		・小規模な介護老人ホーム	2,960千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	44,700千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	41,500千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数		・小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数		・看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数		・認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数	
・介護予防拠点	11,900千円	施設数		・介護予防拠点	11,000千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,600千円	施設数		・地域包括支援センター	1,480千円	施設数	
・生活支援ハウス	47,500千円	施設数		・生活支援ハウス	44,100千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数		・緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	
・施設内保育施設	16,000千円	施設数		・施設内保育施設	14,800千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
介護施設等の合築等				介護施設等の合築等			
・実施要綱3（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		・実施要綱3（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備				空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	11,900千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	11,000千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所							
・看護小規模多機能型居宅介護事業所							
・認知症対応型デイサービスセンター							
施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前年度の福島県内における施設種別毎の平均利用定員で除した額	増床による増加定員数		施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前年度の福島県内における施設種別毎の平均利用定員で除した額	増床による増加定員数	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別介護老人ホーム	1,510千円	定員数		・特別介護老人ホーム	1,400千円	定員数	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕又は耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
・介護老人保健施設				・介護老人保健施設			
・介護医療院				・介護医療院			
・介護老人ホーム				・介護老人ホーム			
・軽費老人ホーム				・軽費老人ホーム			

改正後（新）				改正前（旧）			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			災害レッドゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			災害レッドゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	74,600千円	施設数		介護老人保健施設	69,200千円	施設数	
介護医療院	74,600千円	施設数		介護医療院	69,200千円	施設数	
養護老人ホーム	3,190千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		養護老人ホーム	2,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	74,600千円	施設数		介護老人保健施設	69,200千円	施設数	
介護医療院	74,600千円	施設数		介護医療院	69,200千円	施設数	
養護老人ホーム	3,190千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		養護老人ホーム	2,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	

改正後（新）				改正前（旧）
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	(新)
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業			中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数		
・小規模な介護老人保健施設	74,600千円	施設数		
・小規模な介護医療院	74,600千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム	44,700千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数		
・介護予防拠点	11,900千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,600千円	施設数		
・生活支援ハウス	47,500千円	施設数		
・緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数		
・施設内保育施設	16,000千円	施設数		
・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数		
・介護老人保健施設	74,600千円	施設数		
・介護医療院	74,600千円	施設数		
・養護老人ホーム	3,190千円	整備床数		
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	11,900千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				

改正後（新）				改正前（旧）
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	(新)
介護施設等の集約・再編支援事業				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数	介護施設等の集約・再編（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
・小規模な介護老人保健施設	74,600千円	施設数		
・小規模な介護医療院	74,600千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム	44,700千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数		
・介護予防拠点	11,900千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,600千円	施設数		
・生活支援ハウス	47,500千円	施設数		
・緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数		
・施設内保育施設	16,000千円	施設数		
・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数		
・介護老人保健施設	74,600千円	施設数		
・介護医療院	74,600千円	施設数		
・養護老人ホーム	3,190千円	整備床数		
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	5,960千円	整備床数		
介護施設等の合築等				
・実施要綱3（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	11,900千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				

改正後（新）				改正前（旧）			
（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業				（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費）				介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費）			
定員３０名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	定員３０名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数	
・介護老人保健施設				・介護老人保健施設			
・介護医療院				・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム				・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	5,610千円	施設数		・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	5,200千円	施設数	
定員２９人以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	定員２９人以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・小規模な介護老人保健施設				・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院				・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム				・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所				・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	18,800千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	561千円	定員数		・小規模な養護老人ホーム	520千円	定員数	
・施設内保育施設	5,610千円	施設数		・施設内保育施設	5,200千円	施設数	

改正後（新）				改正前（旧）							
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費				
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護 <u>テクノロジー</u> の導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護 <u>テクノロジー</u> 導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護 <u>ロボット・ICT</u> の導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護 <u>ロボット</u> 導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。				
定員３０名以上の広域型施設等				定員３０名以上の広域型施設等							
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数					
・介護老人保健施設											
・介護医療院											
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）											
・養護老人ホーム											
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）											
定員２９人以下の地域密着型施設等				定員２９人以下の地域密着型施設等							
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。					
・小規模な介護老人保健施設											
・小規模な介護医療院											
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）											
・認知症高齢者グループホーム											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・看護小規模多機能型居宅介護事業所											
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）											
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				9,310千円				施設数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円	施設数
・小規模な養護老人ホーム				281千円				定員数	・小規模な養護老人ホーム	260千円	定員数
・施設内保育施設	2,810千円	施設数		・施設内保育施設	2,600千円	施設数					

改正後（新）				改正前（旧）			
（３）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				（３）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				
「個室 → ユニット化」改修	1,600千円	整備床数					
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	3,190千円						
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化				
特別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	976千円	整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修				
介護施設等の看取り環境の整備			介護施設等の看取り環境の整備				
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,670千円	施設数	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
共生型サービス事業所の整備			共生型サービス事業所の整備				
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,390千円	事業所数	・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。				注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。			

改正後（新）				
（４）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業				
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				
・簡易陰圧装置設置経費支援	5,760千円	県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,340千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,990千円	1か所		
・家族面会室の整備経費支援	4,670千円	施設・事業所		
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業				
・多床室の個室化改修経費支援	1,320千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。				

改正前（旧）				
（４）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業				
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				
・簡易陰圧装置設置経費支援	5,340千円	県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,240千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,410千円	1か所		
・家族面会室の整備経費支援	4,330千円	施設・事業所		
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業				
・多床室の個室化改修経費支援	1,220千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。				

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																
(5)(略) 別紙様式第1号の1（略） 別紙様式第1号の2 令和 年度 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業計画書 1 事業概要 <table><thead><tr><th>事業種別</th><th>設置主体名</th><th>施設種別</th><th>施設・事業所名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 補助金所要額算定表 (円単位) <table><thead><tr><th>総事業費</th><th>対象経費の支出予定額</th><th>寄付金その他の収入額</th><th>差引額 (A-C)</th><th>配分基礎単価</th><th>単位</th><th>補助基準額 (E×F)</th><th>補助金基本額</th><th>加算率 B</th><th>補助金所要額 (H×I)</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th><th>G</th><th>H</th><th>I</th><th>J</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注1) 事業費の内訳が分かる資料を添付すること。 ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入を実施する場合は、「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添1「介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」において提出を求めている(削除)「業務改善計画様式」を併せて添付すること。 (注2) 配分基礎単価(E欄)、単位(F欄)は、実施要綱別紙補助単価表から該当するものを記入すること。 (注3) 補助金基本額(H欄)は、B欄、D欄、G欄を比較して最も低い額を記入すること。 ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。 (注4) 加算率Bは実施要綱4(3)に該当するもの。 (注5) 加算率B(G欄)は該当しない場合は、1(1.00)と入力すること。 (注6) 補助金所要額(J欄)は、補助金基本額(H欄)に加算率B(I欄)を乗じた値(千円未満切り捨て)を入力すること。 <table><tr><td>事業者名</td><td></td></tr><tr><td>担当課</td><td></td></tr><tr><td>担当者</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr></table> <tr><td> (5)(略) 別紙様式第1号の1（略） 別紙様式第1号の2 令和 年度 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業計画書 1 事業概要 <table><thead><tr><th>事業種別</th><th>設置主体名</th><th>施設種別</th><th>施設・事業所名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 補助金所要額算定表 (円単位) <table><thead><tr><th>総事業費</th><th>対象経費の支出予定額</th><th>寄付金その他の収入額</th><th>差引額 (A-C)</th><th>配分基礎単価</th><th>単位</th><th>補助基準額 (E×F)</th><th>補助金基本額</th><th>加算率 B</th><th>補助金所要額 (H×I)</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th><th>G</th><th>H</th><th>I</th><th>J</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注1) 事業費の内訳が分かる資料を添付すること。 ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を実施する場合は、「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1「介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」において提出を求めている別添1「業務改善計画様式」を併せて添付すること。 (注2) 配分基礎単価(E欄)、単位(F欄)は、実施要綱別紙補助単価表から該当するものを記入すること。 (注3) 補助金基本額(H欄)は、B欄、D欄、G欄を比較して最も低い額を記入すること。 ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。 (注4) 加算率Bは実施要綱4(3)に該当するもの。 (注5) 加算率B(G欄)は該当しない場合は、1(1.00)と入力すること。 (注6) 補助金所要額(J欄)は、補助金基本額(H欄)に加算率B(I欄)を乗じた値(千円未満切り捨て)を入力すること。 <table><tr><td>事業者名</td><td></td></tr><tr><td>担当課</td><td></td></tr><tr><td>担当者</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr></table> </td></tr>	事業種別	設置主体名	施設種別	施設・事業所名					総事業費	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額 (A-C)	配分基礎単価	単位	補助基準額 (E×F)	補助金基本額	加算率 B	補助金所要額 (H×I)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J											事業者名		担当課		担当者		電話番号		メールアドレス		(5)(略) 別紙様式第1号の1（略） 別紙様式第1号の2 令和 年度 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業計画書 1 事業概要 <table><thead><tr><th>事業種別</th><th>設置主体名</th><th>施設種別</th><th>施設・事業所名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 補助金所要額算定表 (円単位) <table><thead><tr><th>総事業費</th><th>対象経費の支出予定額</th><th>寄付金その他の収入額</th><th>差引額 (A-C)</th><th>配分基礎単価</th><th>単位</th><th>補助基準額 (E×F)</th><th>補助金基本額</th><th>加算率 B</th><th>補助金所要額 (H×I)</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th><th>G</th><th>H</th><th>I</th><th>J</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注1) 事業費の内訳が分かる資料を添付すること。 ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を実施する場合は、「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1「介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」において提出を求めている別添1「業務改善計画様式」を併せて添付すること。 (注2) 配分基礎単価(E欄)、単位(F欄)は、実施要綱別紙補助単価表から該当するものを記入すること。 (注3) 補助金基本額(H欄)は、B欄、D欄、G欄を比較して最も低い額を記入すること。 ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。 (注4) 加算率Bは実施要綱4(3)に該当するもの。 (注5) 加算率B(G欄)は該当しない場合は、1(1.00)と入力すること。 (注6) 補助金所要額(J欄)は、補助金基本額(H欄)に加算率B(I欄)を乗じた値(千円未満切り捨て)を入力すること。 <table><tr><td>事業者名</td><td></td></tr><tr><td>担当課</td><td></td></tr><tr><td>担当者</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr></table>	事業種別	設置主体名	施設種別	施設・事業所名					総事業費	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額 (A-C)	配分基礎単価	単位	補助基準額 (E×F)	補助金基本額	加算率 B	補助金所要額 (H×I)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J											事業者名		担当課		担当者		電話番号		メールアドレス	
事業種別	設置主体名	施設種別	施設・事業所名																																																																																														
総事業費	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額 (A-C)	配分基礎単価	単位	補助基準額 (E×F)	補助金基本額	加算率 B	補助金所要額 (H×I)																																																																																								
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J																																																																																								
事業者名																																																																																																	
担当課																																																																																																	
担当者																																																																																																	
電話番号																																																																																																	
メールアドレス																																																																																																	
(5)(略) 別紙様式第1号の1（略） 別紙様式第1号の2 令和 年度 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業計画書 1 事業概要 <table><thead><tr><th>事業種別</th><th>設置主体名</th><th>施設種別</th><th>施設・事業所名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 補助金所要額算定表 (円単位) <table><thead><tr><th>総事業費</th><th>対象経費の支出予定額</th><th>寄付金その他の収入額</th><th>差引額 (A-C)</th><th>配分基礎単価</th><th>単位</th><th>補助基準額 (E×F)</th><th>補助金基本額</th><th>加算率 B</th><th>補助金所要額 (H×I)</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th><th>G</th><th>H</th><th>I</th><th>J</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注1) 事業費の内訳が分かる資料を添付すること。 ただし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を実施する場合は、「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1「介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」において提出を求めている別添1「業務改善計画様式」を併せて添付すること。 (注2) 配分基礎単価(E欄)、単位(F欄)は、実施要綱別紙補助単価表から該当するものを記入すること。 (注3) 補助金基本額(H欄)は、B欄、D欄、G欄を比較して最も低い額を記入すること。 ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。 (注4) 加算率Bは実施要綱4(3)に該当するもの。 (注5) 加算率B(G欄)は該当しない場合は、1(1.00)と入力すること。 (注6) 補助金所要額(J欄)は、補助金基本額(H欄)に加算率B(I欄)を乗じた値(千円未満切り捨て)を入力すること。 <table><tr><td>事業者名</td><td></td></tr><tr><td>担当課</td><td></td></tr><tr><td>担当者</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr></table>	事業種別	設置主体名	施設種別	施設・事業所名					総事業費	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額 (A-C)	配分基礎単価	単位	補助基準額 (E×F)	補助金基本額	加算率 B	補助金所要額 (H×I)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J											事業者名		担当課		担当者		電話番号		メールアドレス																																																		
事業種別	設置主体名	施設種別	施設・事業所名																																																																																														
総事業費	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額 (A-C)	配分基礎単価	単位	補助基準額 (E×F)	補助金基本額	加算率 B	補助金所要額 (H×I)																																																																																								
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J																																																																																								
事業者名																																																																																																	
担当課																																																																																																	
担当者																																																																																																	
電話番号																																																																																																	
メールアドレス																																																																																																	

別紙様式第1号の3～別紙様式第4号（略）

別紙様式第1号の3～別紙様式第4号（略）